

○南砺市地域おこし協力隊設置要綱

平成24年1月19日
告示第2号

(目的)

第1条 人口減少及び高齢化が進む本市において、地域の活力を維持するためには担い手となる人材の確保が重要であり、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住又は定着を図り、もって地域の活力維持及び地域の魅力の再発見につなげるため、平成21年3月31日付総行応第38号で通知のあった地域おこし協力隊推進要綱に基づき、南砺市地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、前条の目的を達成するために、地域における次に掲げる活動の支援を行う。

- (1) 活性化事業の企画及び実施
- (2) 行事等地域コミュニティ活動
- (3) 観光振興
- (4) 特産品等地域資源の開発
- (5) 地域情報化の推進
- (6) 移住交流事業
- (7) 前各号に定めるもののほか、前条に規定する目的の達成に資すると市長が認める活動

2 隊員は、その活動状況について市長に活動報告書を提出するものとする。

(公募)

第3条 市長は、隊員として次の各号のいずれかの地域から市へ住民票を移すことが可能である者を公募する。

- (1) 3大都市圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の全域をいう。)
- (2) 政令指定都市
- (3) 次に掲げる法律の対象地域又は指定地域を有しない市町村
 - ア 離島振興法(昭和28年法律第72号)
 - イ 奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)
 - ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)
 - エ 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)
 - オ 半島振興法(昭和60年法律第63号)
 - カ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。みなし過疎及び一部過疎を含む。)
 - キ 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)

(委嘱)

第4条 市長は、応募のあった者の中から、地域おこしに深い理解及び熱意を有し、かつ、積極的に活動できると認める者を隊員に委嘱する。

(身分)

第5条 隊員の身分は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(任期)

第6条 隊員の任用期間は、1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

- 2 隊員の任用期間を延長する場合には、1年ごとに任用期間を延長するものとする。
- 3 市長は、隊員としてふさわしくないと判断した場合には、任用を取り消すことができるものとする。

(報酬等)

第7条 市長は、隊員に予算の範囲内において報酬を支払うものとする。

2 市長は、隊員の活動に必要な経費を予算の範囲内で支払うものとする。

(解任)

第8条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、これを解任することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられない場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(4) 隊員としてふさわしくない行為等があった場合

(守秘義務)

第9条 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年1月25日から施行する。